

○判定区分Ⅳの施設は、2施設であるが、何れも緊急措置を実施し、現在は修繕工事(根固めコンクリート、H鋼架替え)が完了しており通行に支障はない。

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋 梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	今後の予定
阿賀町	ヌマハシバシ 沼端橋	村木沼端線	不明	基礎のフォーミング下面に達する著しい洗掘	修繕工事は完了済み。 通行に支障はない。
阿賀町	ツナギマスダニゴウキョウ 綱木増谷2号橋	綱木増谷2号線	不明	橋桁(H鋼)全体が著しい腐食	修繕工事は完了済み。 通行に支障はない。

○トンネル他、点検対象施設

該当なし

※判定区分

区 分		状 態
I	健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態